

〔沿革〕 平成28年10月例規（警）第44号

各部長・参事官・所属長

職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉県条例第40号）の制定に伴い、見出しの要領を別添のとおり制定し、平成27年1月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

配偶者同行休業取扱要領

1 趣旨

この要領は、外国で勤務等をする配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と生活を共にすることを希望する有為な職員の継続的な勤務を促進するため、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の6及び職員の配偶者同行休業に関する条例（平成26年千葉県条例第40号）に定められた配偶者同行休業（以下「休業」という。）の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

2 対象職員

休業の対象となる職員は、次のいずれかに該当する職員を除く全職員（法第57条に規定する単純な労務に雇用される者を含む。）とする。

- （1） 任期を定めて任用される職員（臨時的任用職員等）
- （2） 非常勤職員
- （3） 条件付採用期間中の職員

3 対象事由

休業の対象となる事由は、職員が、次に掲げる事由（6月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。以下「配偶者外国滞在事由」という。）により外国に住所又は居所を定め滞在するその配偶者と、当該住所又は居所において生活を共にすることとする。

- （1） 外国での勤務
- （2） 事業の経営その他の個人が業として行う活動であって外国において行うもの
- （3） 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学に相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）であって外国に所在するものにおける修学（前各号に該当するものを除く。）

4 承認要件

休業は、次のいずれにも該当する場合に承認することができるものとする。

- （1） 公務の運営に支障がないと認められること。
- （2） 勤務成績が良好であること。
- （3） 職務復帰後5年以上の在職期間が見込まれ、かつ、職務復帰後に継続して勤務する意思があること。
- （4） 再度の休業の場合にあっては、原則として前回の休業から5年以上の在職期間があること。

5 承認期間

- （1） 休業の承認期間は、3年を限度とする。
- （2） 休業の期間の延長は、3年を超えない範囲内において、1回に限り申請することができるものとする。

6 申請手続

- （1） 休業の承認（延長の承認を含む。）を受けようとする職員は、配偶者同行休業承認申請

書（別記第1号様式）に、配偶者が申請期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由及びその期間が確認できる書類を添付し、休業を始めようとする日又は休業の期間の末日の1か月前までに、所属長に提出しなければならない。

(2) 所属長は、前(1)により職員から申請があり、承認することが適当と認められる場合は、速やかに副申書（別記第2号様式）により警務部警務課長を経由して本部長に副申するものとする。

7 届出

(1) 休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、配偶者同行休業状況変更届（別記第3号様式）により、所属長に届け出なければならない。

ア 配偶者が死亡した場合

イ 配偶者が職員の配偶者ではなくなった場合

ウ 配偶者と生活を共にしなくなった場合

エ 配偶者が外国に滞在しないこととなった場合

オ 配偶者外国滞在事由に該当しなくなった場合

カ その他配偶者同行休業承認申請書に記載した事項に変更があった場合

(2) 所属長は、前(1)により職員から配偶者同行休業状況変更届の提出があった場合は、速やかに警務部警務課長を経由して本部長に提出しなければならない。

8 承認の失効

休業している職員が、次のいずれかに該当することとなった場合は、休業の承認はその効力を失う。

(1) 休業をしている職員が休職又は停職の処分を受けた場合

(2) 当該休業に係る配偶者が死亡し、又は当該職員の配偶者ではなくなった場合

9 承認の取消し

休業している職員が、次のいずれかに該当することとなった場合は、休業の承認は取り消すものとする。

(1) 配偶者と生活を共にしなくなった場合

(2) 配偶者が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者外国滞在事由に該当しなくなった場合

(3) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年千葉県条例第1号）第14条に規定する特別休暇のうち、職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年千葉県人事委員会規則第2号）第9条第12号に掲げる場合における休暇を取得することとなった場合

(4) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定による育児休業の承認を受けた場合

10 代替職員の配置

職員が休業を承認された場合は、配置換え等により正規職員を配置するよう努めるものとする。

11 給与の取扱い

(1) 休業をしている期間については、給与を支給しない。

(2) 休業の期間中は原則として昇給の対象とせず、復職時調整の対象とする。復職時調整に当たっては、100分の50以下の換算率で換算した期間を勤務したものとみなす。

(3) 退職手当の算定においては、休業の期間の全期間を在職期間から除算する。

以下別記様式省略